
**内 水 面 漁 場 管 理
委 員 会 指 示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第107号

四万十川における水産動物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和7年9月22日に、次のとおり指示した。

令和7年10月1日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

（制限区域）

- 1 四万十川における水産動物の採捕に係る制限区域は、次に掲げる区域とする。

- （1） 高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域
- （2） 高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートルから折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域
- （3） 高岡郡檮原町桺原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域
- （4） 高岡郡檮原町桺原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域
- （5） 高岡郡檮原町四万川曲淵橋上流端から同町桺原上成橋上流端までの区域（虎枝川を除く。）
- （6） 高岡郡檮原町桺原成藪谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域
- （7） 高岡郡檮原町桺原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域

（採捕の制限）

- 2 1に定める制限区域において、餌づり、擬餌づり及び友づり（地方名称の「おとり掛」を含む。）以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- （2） 国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が水産動物に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領に基づき承認を受けた者が採捕する場合

3 指示の有効期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

高知県内水面漁場管理委員会指示

○四万十川における水産動物の採捕に係る指示